

令和5年12月13日

## 広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業の実施方針公表時に係る資料の交付

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業に係る実施方針公表時に係る資料の交付について、希望する者は下記により秘密保全が必要な資料（以下「特定資料」という。）の交付を受けること。

### 記

交付場所：〒730-8530

広島県広島市中区上八丁堀-30 広島合同庁舎2号館8階  
国土交通省中国地方整備局営繕部計画課

交付期間：令和5年12月14日（木）から令和6年1月12日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等を除く毎日、10時から17時まで。

交付資格：以下いずれかの資格を有している、もしくは申請中であることが分かる者。

- ・中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」、「建築工事」、「電気設備工事」又は「暖冷房衛生設備工事」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格
- ・令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格

- ・資料を希望する者は【別添1】「特定資料の申込書」及び一般競争（指名競争）参加資格認定通知書等の交付資格を有することを証明する資料を電子メールのファイル添付にて以下の提出先・問い合わせ先に提出すること。
- ・交付を受ける場合は、事前に以下の提出先・問い合わせ先に電話で連絡し、交付の際は本人の氏名、会社名を明らかにする書類等を提示すること。
- ・交付を受ける際は【別添2】「秘密の保全に係る誓約書」の誓約書及び特定資料請求書兼受領書を提出すること。
- ・返却時は【別添2】「秘密の保全に係る誓約書」の特定資料返納書を提出すること。なお、第一次審査資料を提出しなかった事業者は、速やかに発注者が交付した特定資料及び特定資料の複写又は写真撮影等による複製（以下「特定資料の複写等」という。）を、速やかに発注者に返納又は提出しなければならない。
- ・発注者が事業者に交付する特定資料は原則実施方針公表時に交付するが、実施方針公表時に交付を受けていない事業者に対しては入札公告時の交付も可能とする。また、入札

公告時に新たに交付される特定資料がある場合は、特定資料請求書兼受領書を再度提出しなくてはならない。

- ・発注者が事業者に交付する特定資料の内容に対する質問は、【別添3】「特定資料に係る質問等提出届、質問書」の質問書に記入し、質問等提出届を付して電子メールにより提出しなければならない。質問書への回答は、国土交通省のホームページへの掲載はせず、質問等を提出した企業に対してのみ通知する。
- ・発注者が事業者に交付する特定資料の内容に訂正が生じた場合、国土交通省のホームページへの掲載はせず、各企業に対して通知する。

以上

#### 提出先・問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局営繕部計画課

メールアドレス eizen-keikakuP@cgr.mlit.go.jp

電話 082-221-9231（内線 5153, 5188）

添付ファイル 【別添1】「特定資料の申込書」

交付資格を有している、もしくは申請中であることがわかる書類の写し  
（添付ファイル（例））

- ・競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写し
- ・競争参加資格（全省庁統一資格）の資格申請書の写し 等